

葉山町条件付一般競争入札実施要領

(平成17年 9月30日制定)

(平成18年 4月 1日改正)

(平成19年 2月19日改正)

(平成25年 3月 1日改正)

(平成27年 3月12日改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、葉山町が実施する工事及び委託（工事に関わる調査・測量・設計）業務（以下「工事等」という。）に係る条件付き一般競争入札を適正かつ円滑に行うため、葉山町契約規則（平成8年葉山町規則第2号）に定めるほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条件付一般競争入札 町が発注する工事等に対して、工事概要等を公告することにより、広く入札参加者を募り、工事の質の担保及び業者の受注機会の確保等の観点から設定する「一定の条件」を満たす者について、入札参加資格を認める競争入札方式（以下「一般競争入札」という。）をいう。《標準フロー図（別紙-1）》
- (2) 発注工種 発注工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）別表に掲げる当該工種をいう。
- (3) 電子入札 電子計算組織をもって行う入札をいう。
- (4) 郵便入札 書留郵便その他発送をもって行う入札をいう。

(対象工事等)

第3条 一般競争入札の対象工事は、原則として工事設計金額が500万円以上の工事及び250万円以上の工事に関わる委託業務とする。ただし、特殊性のあるもので、施工者が限定される工事等を除く。

(公告)

第4条 一般競争入札を実施する場合には、葉山町契約規則第5条（入札の公告）の規定に基づき、役場前掲示場により公告を行う。

(入札参加者の資格要件)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 葉山町競争入札参加資格者名簿に登録を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び同条第2項の規定に該当する者
- (3) 工事にあつては、発注工種につき、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていない者
- (4) 葉山町指名停止等措置要綱（平成18年5月1日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者
- (5) 入札参加資格確認申請期限以前2年以内に銀行取引停止処分を受けたことのある者ただし、工事にあつては会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続きの開始決定（以下「更生開始決定」という。）を受けた後、入札参加の再認定を受

けた者を除き、工事系委託にあつては更生開始決定を受けた者を除く。

- (6) 入札参加資格確認申請期限以前6箇月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出したことがある者

ただし、工事にあつては会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続きの開始決定（以下「更生開始決定」という。）を受けた後、入札参加の再認定を受けた者を除き、工事系委託にあつては更生開始決定を受けた者を除く。

- (7) 債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定がなされている者
- (8) 工事にあつては、発注工種に係る建設業法第26条に規定する技術者を現場に配置できない者

2 前項に規定するほか、工事等の規模及び内容に応じ、入札参加資格として、次の各号に掲げる事項につき定めることができる。入札参加資格として定めた場合は、前条に規定する公告において明記しなければならない。

- (1) 建設業の許可の種類
- (2) 発注工種に係る経営事項審査の総合評点
- (3) 本店又は受任地を置く支店・営業所の所在地
- (4) 同種工事の実績
- (5) 同種工事の完成工事高
- (6) 退職一時金制度を導入している者（建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の対象であるものに限る。）又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結している者
- (7) その他、公正な競争を維持するために必要と判断される事項

3 第1項に規定するほか、審査会は工事系委託業務の規模及び内容に応じ、入札参加資格として、次の各号に掲げる事項につき定めることができる。入札参加資格として定めた場合は、第4条に規定する公告において明記しなければならない。

- (1) 本店又は受任者を置く支店・営業所の所在地
- (2) 営業種目
- (3) 営業種目の細目
- (4) 営業種目の売上高
- (5) 営業種目の有資格技術者数
- (6) 同種業務の履行実績
- (7) 配置予定管理技術者の同種業務履行実績
- (8) その他適正な履行を確保するうえで必要な事項

（入札参加資格審査会）

第6条 前条第2項に規定する入札参加資格の設定及び第8条に規定する入札参加資格の審査を行うため、「入札参加資格審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、審査会へ諮るものとする。

- 2 審査会の構成については、葉山町契約指名業者選考特別委員会と同構成とする。
- 3 審査会の事務局は、政策財政部財政課に置くものとする。

4 入札参加資格の設定に当たっては、工事の質の担保及び業者の受注機会の確保等の観点から行うものとし、過度に競争を制限するものとならないように留意するものとする。

(入札参加資格確認の申請)

第7条 一般競争入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」(第1号様式)に、次の各号に掲げる付属書類を添付し、公告に定める日までに町長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ただし、電子入札による場合は、かながわ電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)による競争参加資格確認申請を行うものとする。

(1) 「配置予定技術者届」(第2号様式)

(2) 特定建設業の許可を要する工事であって、発注工種が建設業法第26条第2項に規定する指定建設業に該当する工事においては、配置予定技術者に係る指定建設業監理技術者資格者証の写し

(3) 同種工事等の実績が条件とされている工事等にあつては、「同種工事等実績届」(第3号様式)

(4) その他 町長が入札の執行に必要と定めたもの。

2 入札の執行方法については、原則電子入札又は郵便入札によるものとし、公告の際その方法を公告文に記載するものとする。

3 提出書類の用紙類については、電子入札システム又は葉山町ホームページからのダウンロードもしくは、郵送・配布により入手するものとする。

(入札参加資格の事前審査)

第8条 入札参加資格の審査に供するため、審査会の事務局は、「一般競争入札参加者資格確認書」(第4号様式。以下「資格確認書」という。)を作成し、審査会に回議するものとする。

ただし、電子入札システムを利用して入札を実施する場合を除く。

2 審査会は、提出された資格確認書に基づいて、入札参加資格の有無についての確認を行い、その結果を町長に通知するものとする。ただし、電子入札システムを利用して入札を実施する場合を除く。

3 町長は、入札参加資格の判定結果について、「一般競争入札参加資格確認通知書」(第5号様式)により、公告に定める日までに、申請者に通知するものとする。

ただし、電子入札システムを利用して入札を実施する場合は、審査会の決裁後に同システムにより競争参加資格確認通知書を公告に定める日までに、申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の事後審査)

第8条の2 電子入札システムによる場合は、開札後に予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格の入札を行った者(以下「落札候補者」という。)に対し必要な書類を提出させた上で審査し、審査会の決裁を得るものとする。

(設計図書の閲覧等)

第9条 設計図及び単価抜き設計書等(以下「設計図書」という。)を、公告に定める期間、閲覧に供する。

2 前条第3項及び4項の規定による資格確認者に対する現場説明会は行わず、設計図書の

販売をもってこれに代える。

(質問書の提出と回答書)

第10条 設計図書についての質問のある者は、公告に定めるところにより、「一般競争入札質問書」(第6号様式。以下「質問書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 質問書に対する回答は、各質問事項を一括して「一般競争入札回答書」(第7号様式)により行う。

3 前項の規定において、電子入札による場合は同システムで回答を閲覧に供する。

(入札参加の辞退)

第11条 一般競争入札に参加を希望する者が、「一般競争入札参加資格確認通知書」(第5号様式)により入札参加資格の確認を受けた後、入札参加を辞退する場合は、町長に「入札参加辞退届」(第8号様式)を提出しなければならない。

(工事費内訳書の提示)

第12条 町長が特に必要と認めるときは、一般競争入札の第1回目の入札に当たり、入札者は工事費内訳書を提示しなければならない。

2 前項の規定において、電子入札システムによる場合は、落札候補者が提出するものとする。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者又は入札参加資格を確認した者で、落札決定までに第5条で規定する入札参加の資格要件を欠いた者

(2) 資格確認申請書及び付属書類に虚偽の記載をした者

(3) 入札に関する条件に違反した者

(4) 入札参加資格申請期限から落札決定までに、取引銀行において不渡手形又は不渡小切手を出した者

(5) 落札決定までに発注工種に係わる経営事項審査結果の有効期限が切れた者

(その他)

第14条 この要領に定めのあるもののほか、必要な事項は町長が定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 葉山町の公共工事に係る条件付き一般競争入札実施要領(平成6年8月1日制定)

(2) 葉山町の公共工事に係る意向尊重型指名競争入札実施要領(平成6年8月1日制定)

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。